

大村市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総則

(設置)

第1条 大村商工会議所と財団法人大村市振興公社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条の中心市街地活性化協議会は、大村市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、大村商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、大村市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、大村市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、大村市の中心市街地活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動及び事業)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること。

- ア 大村市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 大村市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 大村市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- エ 大村市中心市街地の活性化に寄与する調査研究
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ その他協議会の目的を達成するための企画調整

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。

- ア 市街地整備改善事業に関すること。
- イ 都市福利施設整備事業に関すること。
- ウ 街なか居住促進事業に関すること。
- エ 商業活性化事業に関すること。
- オ 公共交通機関の利便性を増進する事業に関すること。

(3) その他中心市街地の活性化に関すること。

- ア 各種組織、団体との交流
- イ 関係情報の収集
- ウ その他目的達成のための必要な活動

第2章 協議会の構成員等

(協議会の構成員)

第6条 協議会の構成員は、次の者により構成される。

- (1) 大村商工会議所
- (2) 財団法人大村市振興公社
- (3) 大村市
- (4) 認定基本計画及びその実施に関し、密接な関係を有する者(法第15条第4項第1号及び第2号)
- (5) 協議会の運営及び事業推進に協力する関係行政機関等(法第15条第7項)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者(法第15条第8項)

(委員)

第7条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金及び補助金その他の収入により負担するものとする。

(公表)

第9条 協議会の公表は、法の定めるところにより行う。

第3章 役員

(役員)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 10名以内
- (4) 監事 2名

- 2 会長は、協議会委員の中から選任する。
- 3 副会長、運営委員及び監事は、会長が構成員の中から選任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補充で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 運営委員は、協議会の運営のための必要な活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するために、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、大村商工会議所内に置き、会務を処理する。

3 会務を処理するため、事務局に職員若干名を置く。

第4章 会議

(会議)

第14条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の3以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(会議の運営)

第15条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開催することができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

(運営委員会)

第16条 協議会は、活動を円滑に推進するために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、協議会での協議事項及び協議会に提案する事業活動計画等の調整を行う。

3 運営委員会は、副会長及び、会長が選任する運営委員で構成し、運営委員会の委員長は、副会長をもって充て、会長が選任する。

4 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 運営委員会の会議は、運営委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

6 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

7 第14条第4項の規定は、運営委員会について準用する。

(ワーキンググループ)

第17条 協議会の活動について必要な協議又は調整等を行うため、構成員に属する実務者等で構成するワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

3 第14条第4項の規定は、ワーキンググループについて準用する。

第5章 会計

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 解散等

(解散)

第19条 会議の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、会議の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

(規約の改正等)

第20条 この規約は、必要に応じて会議において改正することができるものとする。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成19年11月28日から施行する。

2 第11条の規定にかかわらず、協議会設立時の役員の任期は、平成21年3月31日までとする。